

鳥取県告示第173号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会医療法人 仁厚会	倉吉市山根43	宿泊型自立訓練事業 所あずさ	倉吉市山根43	自立訓練（生 活訓練）	平成24年3月 21日